

写真資料等の利用について

豊田市博物館（以下、博物館）への写真資料等の借用・掲載許可申請については、以下のとおり手続きをしてください。

1. 貸出できるもの

- 博物館所蔵・寄託資料の写真
- 豊田市内の国・県・市指定文化財の写真

（例：長興寺所有国指定文化財紙本著色織田信長像）

※写真を所有していない場合もありますので、申請にあたってはお手数ですが、お電話にて確認をお願いいたします。

2. 申請から許可までの流れ

- ①所有者へ許可申請（博物館以外の所有物の場合 例：織田信長像→長興寺）
↓
- ②所有者からの許可がおりる
↓
- ③②の許可証の写しを添えて博物館に申請（郵送またはメールにて書類を送付）
↓
- ④博物館からの許可証とともに画像の送付

3. 申請に必要な書類等

- ①写真借用・掲載許可申請書 ※内容を網羅していれば、他の様式も可
- ②所有者許可証の写し（博物館以外の所有物の場合）
- ③返信用封筒（博物館からの許可証の郵送が必要な場合）
※画像データをメールでお送りする場合は、許可証のデータと共に送付します。
- ④カラーポジで貸出の場合の送料 ※画像データのみの場合は不要
（簡易書留郵送料の切手＜金額はお問合せください＞）

【問合せ・申請先】

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町 5-80

豊田市博物館

T E L : 0565-85-0900

E-mail : hakubutsukan@city.toyota.aichi.jp